

令和4年度 第3回 新潟市犯罪被害者等支援推進会議 会議録

日時: 令和5年2月15日(水)

午後3時00分から午後3時50分

場所: 新潟市役所 本館3階 対策室3

発言者	発言内容
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>それでは定刻となりましたのでただ今から、令和4年度第3回新潟市犯罪被害者等支援推進会議を開催いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、市民生活部長の鈴木から一言ご挨拶申し上げます。</p>
事務局 (鈴木市民生活部長)	<p>どうも皆さまお疲れさまでございます。</p> <p>皆さまからご尽力いただいております、新潟市犯罪被害者等支援推進会議について、昨年の9月28日に第1回を開催し、これまで皆さまから計画の策定にご意見をたくさんいただきまして、事務局にて検討の上、計画案に盛り込んでまいりました。</p> <p>その計画案のもと、昨年の12月19日から今年の1月20日までの約1か月間、市民意見を募集するため、パブリックコメントを募りました。</p> <p>その内容について、第3回目となる本日、委員の皆さまにご確認いただければと思います。</p> <p>後ほどご説明させていただきますが、3月末頃になりますけれども、会長・副会長から改めて答申という形で市長へこの計画の出来上がりをお渡しいただく予定ですのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは簡単ではありますが、本日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>引き続き、議事に移りたいと思いますが、会議は、「新潟市附属機関等に関する指針」より、公開することとしております。</p> <p>また、会議録を公開する関係から、本日の議事内容について録音を行うことにつきましても、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日、新潟日報さま、ならびにBSN新潟放送さまより取材いただいております。</p> <p>取材のための撮影や録音をさせていただく場合がございますのでその件につきましてもご理解いただきますよう、よろしくお願いい</p>

	<p>たします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。会長より進行をお願いいたします。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>本日議長を務めさせていただきます、丹羽と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それではこれから事前にお送りいただいております次第に沿って議事を進行してまいります。</p> <p>なお、本日の会議は 1 時間半程度を予定しているということですが、皆さまご承知のとおり、本日は今年度第 3 回目となっておりますが、本日をもってひとまず成案を得たいということですので、円滑な議事進行についてもご協力をよろしくお願いできればと存じます。</p> <p>私から議事に入ります前に、改めましてこの度も、事務局の皆さまに詳細な議事録、ならびに、前回我々が提出をいたしました諸々の意見と市の皆さまのお考えを突き合わせていただいた対照表など、取りまとめについて大変なご苦労いただいたということに心から感謝申し上げたいと存じます。</p> <p>それではよろしくお願いいたします。まず、次第の 3、議事「(仮称)新潟市犯罪被害者等支援推進計画案について」諮りたいと存じます。</p> <p>パブリックコメントで提出のあった意見への市の考え方、及び、策定した計画の成案について事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (市民生活課山内主事)</p>	<p>市民生活課安心・安全推進室の山内でございます。それでは議事の仮称、新潟市犯罪被害者等支援推進計画、案についてご説明いたします。着座にてご説明いたします。</p> <p>それでは、事前に送付いたしました「資料 1」と「資料 2」をご覧ください。</p> <p>「資料 1」の仮称、新潟市犯罪被害者等支援推進計画案はこれまでに委員の皆さまからいただいたご意見やパブリックコメントの結果を踏まえて策定した推進計画の成案になります。</p> <p>「資料 2」の仮称、新潟市犯罪被害者等支援推進計画案への意見と市の考え方につきましてはパブリックコメントにていただいたご意見に関する市の考え方、および計画案の修正有無について記載しております。</p> <p>まず、パブリックコメントの実施結果の概要につきましてご説明いたします。</p> <p>「資料 2」をご覧ください。推進計画案に関するパブリックコメン</p>

トにつきましては、市のホームページ、市報への掲載、また、区役所等への掲示等により、令和4年12月19日から、令和5年1月20日までの1か月間行ったところ、3名の方から23件、たいへん多くのご意見をいただきました。

その後、事務局で計画への反映について検討を行いまして、9件のご意見につきまして計画案の修正に反映させていただきました。

意見の内訳についてですが、全23件ご意見いただきましたうち、計画全体に関する意見について1件、第3の計画の基本的な考え方に関する意見が1件、残りの21件につきましては、第4、具体的な取り組みに関するご意見ということでございました。

それではパブリックコメントでいただいた、各意見につきまして、市の考え方、および計画案の修正有無につきまして引き続き「資料2」でご説明いたします。

併せて「資料1」にて、計画案の修正箇所についてご確認をいただきながら進めさせていただきます。

なお、会議時間の都合もありますので、非常にたくさんご意見をいただいたのですが、内容については一部簡略化し、ご説明をさせていただければと思います。

それでは1件目からご説明いたします。

まず1件目になりますが、1件目は計画案、全体に関するものになります。ご意見の内容といたしましては、新潟市犯罪被害者等支援条例第8条第2項においては、計画に「犯罪被害者等支援に関する基本方針」、「犯罪被害者等支援に関する具体的施策」のほか、第3号で「前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項」を定めるとされていますが、これに該当する事項について記載がありませんでした。

「今期計画にそのような事項がないのであれば、いずれの箇所にその旨を記載する必要があるのではないか。」というものでございます。

この意見に関しましては、計画案の第5、進行管理が、条例第8条第2項第3号で定める事項にあたることから、計画の修正は行わないことにいたしました。

2件目になりますが、第3、計画の基本的な考え方についてとなります。意見の箇所は「資料1」をご覧ください。 「資料1」の7ページ、3、「重点課題」、(2)、「犯罪被害者等の支援ニーズの把握及び支援施策の拡充」についてというところをご覧ください。

	<p>ご意見の内容といたしましては、犯罪被害者等の各種支援施策を樹立する際に支援ニーズの把握は欠かすことのできないものであると考えております。</p> <p>アンケートの実施について、いつ実施して、支援施策に反映させるかを記載してはどうかというものにございます。</p> <p>この意見に関しましては、赤字記載のとおりですが、アンケートの目的について記載させていただきましたが、実施時期および回数につきましては、予算等の兼ね合い等もございますので、こちらについては記載を行いませんでした。</p> <p>続いて3、3件目以降になりますが、こちらは、第4、「具体的な取組み」についてです。</p> <p>まず3件目としましては第4、「具体的な取組み」全般についてとなります。</p> <p>「資料2」と併せて「資料1」の8ページをご覧ください。ご意見の内容は表題に第4、「具体的な取組み」とあるものを、条例第8条第2項第2号に犯罪被害者等支援に関する具体的施策とあることから、条文に合わせて第4、「具体的な施策の取組み」としてはどうかというものです。</p> <p>このご意見に関しましては、本項目においては、犯罪被害者等支援の性質上、施策と事業が混在して記載していることから、表題の修正は行わず、このまま第4、「具体的な取組み」といたします。計画案の修正はございません。</p> <p>続いて4件目は8ページ1、「相談及び情報の提供」、1、「犯罪被害者等支援総合窓口の設置」についてです。</p> <p>ご意見の内容は、「市民は庁内各部署とは、本庁の部署のことなのか、各区役所も含まれているのかは分からないと思われる。」ということから、より分かりやすい表記としてはどうかというものです。</p> <p>このご意見を踏まえまして、「庁内関係部署」という文言が記載されている各箇所につきましては、庁内各部署、かっこ、各区役所を含むというように修正いたします。</p> <p>続いて5件目になります。8ページ、1、「相談及び情報の提供」、(1)、犯罪被害者等支援総合窓口の設置についてになります。</p> <p>ご意見の内容は、「犯罪被害者等が相談に訪れた際に相談を受ける窓口はどこにあるのか。また、関係機関との連携による、ワンストップサービスの体制とはどのようなものになるのか。」、「それぞれ分けて記載するように修正してはどうか。」というものです。</p>
--	--

	<p>このご意見に関しましては、支援体制について市民にとってより分かりやすい表記にするため、具体的に記載している 5 ページから 6 ページ、第 3、「計画の基本的な考え方」、2、「支援体制」において、犯罪被害者等支援総合窓口の設置というものを 1 つ項目として起こしまして、記載させていただきました。</p> <p>また、ワンストップサービス実施にかかる庁内関係機関との、庁外関係機関との連携について明記を行いました。</p> <p>続いて 6 件目は 9 ページに「心身に受けた被害及び影響からの回復」、(1)、「カウンセリング費用の助成」についてです。</p> <p>ご意見の内容といたしましては犯罪被害者等助成金交付要綱にて、助成申請の添付の書類の 1 つに住民票の写しがありますが、住民票の写しの代わりにマイナンバーカードの写しは該当するのかわかりません。</p> <p>該当するとすれば、その旨を記載してはどうかというものです。</p> <p>このご意見に関しましては本パブリックコメントにおいては要綱に対するご意見は対象となりませんが、本助成金は犯罪被害者等見舞金に従い、原則、住民票の写し、または戸籍の附表の添付もお願いしております。</p> <p>現在、マイナンバーカードの写しは、添付書類としては想定されていませんが、マイナンバーカードの写しを対象とすることは、犯罪被害者等にとって負担の少ない手続きになることが思慮されるため、今後検討していくと回答いたします。計画案の修正はございません。</p> <p>7 件目は 10 ページ、2、「精神に受けた被害及び影響からの回復」、(3)、身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付についてです。</p> <p>ご意見の内容は、本文に障がい者手帳を所持されている方とあるものを「犯罪等により障がいの状態があり、障がい者手帳を交付された方」としてはどうかというものです。</p> <p>このご意見を踏まえまして、他の項目の表現と合わせまして、ご指摘のとおり修正を行わせていただきました。</p> <p>8 件目は 11 ページ、3、「日常生活の支援及び配慮」の全般についてになります。</p> <p>ご意見の内容は「条例第 15 条には、家事または介護を行う者の派遣を講ずるものとする」とあることから、犯罪等の被害により、日常行うことが一時的に困難となった買い物や、掃除などの生活支援をするため、にいがた被害者支援センターにその業務を委託することで支援を行う。」と計画に記載してはどうかというものになります。</p>
--	--

す。

このご意見に関しましては、本計画には現在実施している施策・事業のみを記載しております。

日常生活支援の対象拡充に向けて、いただいた意見を参考に、にいがた被害者支援センターをはじめとした各関係機関、ならびに、庁内関係課との協議を行っていくと回答いたします。計画案の修正はありません。

9件目は11ページ、3、「日常生活の支援及び配慮」、(1)、「一時保育サービスの提供」及び、(3)、「子育て短期支援サービスの提供」についてです。

ご意見の内容は、これらサービスを利用する場合は、費用が発生するのか、また、費用が発生するとすれば、「費用が発生場合があります」という旨を記載してはどうかというものになります。

このご意見に関しましては両事業とも原則、利用料金が発生することから、ご指摘のとおり、修正を行うとともに、同じく料金の発生する(4)、「ひとり親家庭等に対する日常生活支援」についても同様の修正を行いました。

続いて10件目は11ページ、3、「日常生活の支援及び配慮」、「ひとり親家庭等に対する日常生活支援」についてになります。

ご意見の内容は、条例第15条に、日常生活支援に関する条文がありますが、本計画案の内容では、ひとり親のみを支援の対象とするか捉えかねないと思います。

犯罪被害者全般を支援対象とする内容に修正すべきであるというものになります。

このご意見に関しましては、ご指摘のとおり、現状の日常生活支援施策では対象がひとり親家庭のみとなっております。本計画には現在実施している施策のみ記載しておりますが、今後、事業化について、各関係課と協議を行っていくと回答いたします。計画案の修正はありません。

続いて11件目になります。11ページ、3、「日常生活支援及び配慮」全般についてです。ご意見の内容は、日常生活支援について高齢者世帯および、障がい者世帯に関しては記載されていないと認められます。

犯罪被害者等世帯には、高齢者や障がい者も同居している場合があります。これらの世帯にも支援の手を差し伸べる必要があると思うので、具体的取り組みに追記してはどうかというものです。

このご意見に関しましては、ご指摘のとおり、高齢者および障がい者に対しても、状況に応じた日常生活支援が行われる必要があります。

各サービスにおいて、様々な条件等があることから、施策として記載はいたしません。9 ページ記載の各区の健康福祉課での福祉に関する総合的な相談のうえ、対象者の状況に応じた支援を行います。

なお、高齢者、障がい者に対する日常生活支援については関係課と引き続き協議をしていくと回答いたします。計画案の修正はありません。

続いて 12 件目は 12 ページ、5、「居住の安定」、(1)、市営住宅の抽選倍率の優遇についてです。ご意見の内容は犯罪等の被害により、従前の住宅への居住が困難となった犯罪被害者等に対して、新潟市市営住宅条例第 6 条、かっこ公募の例外の規定により、市営住宅入居における、優遇措置の取り扱いを行いますと修正してはどうかというものです。

このご意見に関しましては市営住宅の入居における特別な配慮については抽選会の当選確率を上げるため、犯罪被害者等の方は抽選札を 2 枚配布し、DV の被害の方は抽選札を 3 枚配布するという、抽選優遇措置となります。

また、早急に住戸を必要とする方には申し込み先着順で入居可能な常時募集、特別募集も取り扱っております。

ご意見について、計画の記載へ反映は行いませんが、今後、関係課と協議を進めていくと回答いたします。計画案の修正はございません。

13 件目も、12 ページ、「市営住宅の抽選倍率の優遇」についてです。ご意見の内容は本文に当選確率を 2 倍とする優先取り扱い、及び当選倍率を 3 倍とする、優先な取り扱いとそれぞれあるものを、いずれも公募の例外として、入居を可能とする施策にできないか。なお、仮に施策案の考え方を維持する場合においても当選確率と当選倍率の用例はいずれかに統一すべきというものです。

このご意見に関しましては 13 件目と同様の回答をするとともに、用例については、当選確率に統一いたしました。

また、当選確率の優遇措置について、考え方を所管課である住環境政策課に確認を行いまして、赤字のとおり、先ほども少し説明させていただきましたが、抽選券の扱いということで犯罪被害者の方については抽選札、犯罪被害者の方の抽選については抽選札を 2 枚

配布、DV の被害者の方は抽選札を 3 枚配布という考え方について計画案の修正を行いました。

続いて 14 件目は 12 ページ 5、「居住の安定」、(3)、「転居費用の助成」についてです。ご意見の内容は犯罪被害者等助成金交付要綱にて助成申請の添付書類の 1 つに住民票の写しがありますが、住民票の写しの代わりにマイナンバーカードの写しは該当しませんでしょうか。該当するとすれば、その旨を記載してはいかがかというものです。

このご意見に関しましては 6 件目のご意見同様の回答をいたします。計画案の修正はございません。

続いて 15 件目は 14 ページ、7、「経済的負担の軽減」、(1)、「犯罪被害者等見舞金の支給」についてです。

ご意見の内容は、見舞金の受給は生活保護費受給者の場合に収入とみなされ、生活保護費支給に反映し、減額となるのかというものになります。

このご意見に関しましては見舞金については自立更生を目的として、給与される金額に該当するものと考えられ、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途に充てられる額を収入として認定しない取り扱いとなります。

「詳細の取り扱いにつきましては、担当のケースワーカーまでご相談下さい。」と回答いたします。修正は行いません。

続いて 16 件目は 14 ページ、「経済的負担の軽減」、(3)、「交通遺児等激励事業」についてです。ご意見の内容は、新潟市の交通遺児等支援事業に関するホームページでは交通遺児等激励事業でなく、「交通遺児等支援事業」と表記されています。

また、文中に「奨励金」という文言は使用されていません。交通遺児等支援事業という表題からも「支援金」という文言が相当であると考えられますが、修正してはどうかというものです。

このご意見を踏まえまして、事業名につきましては市ホームページの表記に合わせ、ご指摘のとおり修正をいたしました。

また、激励金の支給という記載につきましては他市でも使用される、全国的な表記であり、市民にとっても分かりやすい文言であると考え、このような記載をいたしました。

また、本計画では、「激励金の支給」といたしますが、いただいたご意見に関しましては本事業の市主体は新潟市の新潟市交通対策協議会になりますので、共有のうえ、名称の変更について検討を行います。

続いて 17 件目になりますが、14 ページ、「経済的負担の軽減」、(4)、「国民健康保険料の寡婦・ひとり親減免」についてです。

ご意見の内容は本文に障がい者手帳の交付を受けている場合、及び、地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する場合と記載されているものをそれぞれ、「犯罪等により障がい状態となり、障がい者手帳の交付を受けている場合」、「犯罪等により、地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する場合」としてはどうかというものです。

このご意見を踏まえまして、市民にとって分かりやすい表現とするため、赤字のとおり修正を行いました。

続いて 18 件目および 19 件目は 16 ページから 17 ページに記載の 9、「教育活動の推進」についてです。ご意見の内容は「命の教室」や人権教育の実施回数を増やすなど、命の大切さを小・中学生に浸透させて欲しいというものになります。

このご意見に関しましては「命の大切さを学ぶ教室」は県及び県警の事業であり、本市も県および県警ならびに市教育委員会との調整を行いながら事業を進めております。

よって、本市の事業でないことから、計画への記載はいたしません。市内での開催回数の増加に向けて県・県警および、市教育委員会と引き続き調整を行っていくと回答いたします。修正は行いません。

続いて 20 件目は 17 ページ 9、「教育活動の推進」、「学校における啓発活動」についてです。ご意見の内容は、犯罪被害者等支援に実際に関わっている弁護士、臨床心理士、民間支援団体関係者等を学校に講師として派遣し、授業や講演を通じて啓発することによっても、教育活動を推進することが必要であるというものになります。

このご意見に関しましては、教育活動の推進につきましては、いただいたご意見を参考に市教育委員会等と拡充に向けた検討を行っていくと回答いたします。修正は行いません。

続いて 21 件目は 17 ページ 10、「人材の育成」。「庁内関係部署職員に対する研修の実施」についてです。

ご意見の内容は、本文に「定期的な研修会を開催」とあるのを、「定期的な研修会を少なくとも年 1 回以上開催」としてはどうかというものです。

このご意見を踏まえまして、関係職員全てにおいて、情報及び知識の習得に万全を期すことが求められるため、研修会を年 1 回以上

	<p>開催する旨を赤字のとおり記載いたします。</p> <p>続いて 22 件目・23 件目になります。こちら 17 ページ 11、「民間支援団体に対する支援」についてです。ご意見の内容は民間支援団体である、にいがた被害者支援センターに対し定期的な補助金等の支給や、被害者支援自動販売機の設置等、財政上の措置をご検討お願いしたいというものになります。</p> <p>このご意見に関しましては犯罪被害者等支援を適切かつ効果的に行ううえで、専門的知識、また、経験豊富な民間支援団体による支援活動が不可欠であります。</p> <p>本計画には現在実施している「自助グループ支援」のみ記載しておりますが、今後、いただいたご意見を参考に財政上の措置について協議を行ってまいりますと回答いたします。修正については行いません。</p> <p>以上 23 件の意見について市の考え方をご報告させていただきました。パブリックコメントで、この成案につきましては、今後、推進会議から市長宛にご答申をいただいたうえ、本年 4 月から 5 年間、この計画に基づいた取り組みを行ってまいります。</p> <p>以上で私の説明を終わります。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございました。ただ今のご説明について何かご質問やご意見等ございましたらご発言願います。いかがでしょうか。</p> <p>意見ではなくご質問でも結構です。</p>
井口委員	<p>パブコメにて出された意見について、非常に細かく検討されて、なおかつ修正反映していただいたと思いました。</p> <p>非常にご苦勞されたかと思います。</p> <p>今回修正にいたらなかったものについても、色々な意見があつて、市の考え方のところにも、「今後検討します。」、あるいは「関係者と協議します。」という記載がありますので、これも引き続き、検討なり協議をしっかりとやっていただければと思っております。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございました。他いかがでしょうか。</p> <p>各委員の皆さまいかがでしょうか。</p> <p>特にございませんか。中曽根さんいかがですか。</p>
中曽根委員	<p>どうもありがとうございました。パブリックコメントに出ている意見は、第 2 回目の会議にて、委員の皆さまが述べられた意見と重なるようなところもあつたりしたので、今後また、意見に対する市の考え方を、先ほど井口委員が話をされたように、今後また期待をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

	<p>ます。</p> <p>また、先ほど 14 ページの国民健康保険料の(4)「国民健康保険料の減免」というところで訂正していただいたところなのですが、ア)とイ)は、ア)は「犯罪等により障がいの状態になり」で、イ)は『犯罪等の「被害により」』と、これはあえて表記を変えているということでしょうか。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>ア)の場合、障がい者手帳の交付を受けている場合ということで、その方に着目されているので、直接的に「犯罪等により」ということとなります。</p> <p>イ)の場合になりますと、地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する状態ということで、ご家族の方、お父さん・お母さんがお亡くなりになっている状態の変化を指しているのです、うまく分かりやすくなるように、被害があったためにひとり親世帯になったということなので、言葉をより適切に、状況の変化が分かるように選ばせていただきました。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございました。他いかがでしょうか。</p>
<p>大花委員</p>	<p>私の方も、この取りまとめは非常に大変だったのではないかと思います、担当の方には頭が下がる思いです。</p> <p>今回、修正を拜見して、もっとも印象的だったのは 17 ページ目の、研修会を 1 回以上開催するという、明記していただいたところが私は意義深いなと思っております、市町村の皆さまは犯罪被害者の方と直接接する、まさにそういう部署ですので、職員の方の犯罪被害者の方に対する理解は非常に重要なことです。</p> <p>そういった中で、この研修会について「1 回以上」という言葉を入れていただいたというのは非常に心強いと思っておりますので、今後はその実が上がるような研修を実施していただいて、たださえ犯罪被害者は傷ついていますけども、市役所に行き、来てまた傷つくということは絶対あってはいけない話なので、そういったことがないように一生懸命やっていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございました。他いかがでしょうか。特にございませんか。</p>
<p>小林委員</p>	<p>私は前回ご指摘した、具体的な取り組みの 3「日常生活の支援及び配慮」のところについて、費用が発生するのかどうかというところ</p>

	<p>がやはり、疑問に思っていたので、こういう「費用が発生する場合があります。」という記載があると「かかるんだな」ということが分かるのでいいかなと思います。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございます。別にお一人一言ということではないですが、いかがでしょう。</p>
高橋委員	<p>本当に、詳細にわたってご検討いただいて大変ありがとうございました。大変素晴らしいものができたと思っています。</p> <p>私も、先ほど井口委員からお話のあったように「資料2」のご意見に対する市の考え方に「今後、検討」だとか、「協議」という言葉がかなり出てきたので、この会議また今後も続きますので、進捗状況等、できるところ、できやすいところから進めていただいて、少しでも前に進んでいただけるとありがたいと思っていますので、よろしくお願ひします。</p> <p>少し話がずれてしまうのですが、「資料2」の18番目のところに「命の大切さを学ぶ教室」について記載があります。</p> <p>コメントいただいた方もこの教室の開催が重要だということで、意見をいただいたのだと思いますが、我々県警と、あと県の県民生活課の方での広報の仕方が若干足りないのか、コロナの影響もありますが、開催回数が低調になっております。調べてみたところ、新潟市の中学校については、令和4年度・3年度の開催はなかったです。この方のおっしゃるとおり、令和2年度と令和元年度に木戸中がありました。その前は平成30年度がなくて、平成29年度は、市内3中学校、平成28年度は6中学校、実績がありました。</p> <p>間もなく県の県民生活課から、教育委員会宛てと各中学校宛てに開催の案内が出るとお思いますので、ぜひ事務局のほうからも、教育委員会等に引き続き調整のほうを強く働きかけていただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございます。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>ありがとうございます。今の件につきましては、実を言うと昨年高橋室長と拡充についてのご相談をさせていただいているところございますので、なおもこのいただいたパブコメのご意見、意思をよく踏まえて進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。</p>
高橋委員	<p>お願ひします。</p>
事務局	<p>併せてその前におっしゃられていた、検討の部分ですが、実際こ</p>

<p>(大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>の計画に関しましてはなかなかまだ、やらなければいけない、拡充していかなければいけない部分は多々ある中で、現状あるものを計画に落とし込んだところでございます。</p> <p>先ほどおっしゃっていただいたように、事務局のほうも一つ一つ、必要なものを叶えていくように努力しますので、また、この会議においても、引き続きご意見をいただけますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>最後に私から、これは質問とお願いになりますが、この計画案というのはこの体裁で WEB かなにかで公表されるのでしょうか。PDF かなにかで見られるようになるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (市民生活課山内主事)</p>	<p>このデザインでPDF形式にて、ホームページ等に掲載予定になっています。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>承知しました。こちらはどちらかというとかっちりした性格がある程度強いものですから、このままでもよろしいと思いますけれども、ぜひ、市民の皆さまが使い勝手のよい、なにか親しみやすいデザインの、枚数の少ないリーフレットの的なものもお作りいただけると大変ありがたいという気がいたします。</p> <p>初期段階から「こういうものができました。」と、「これから新しく施策や事業が走り始めますよ。」ということを周知していくということが重要ですし、また、各自治体の例を見ていますと、せっかく事業化されても、実績がないために予算がつかなくなって、結局立ち消えになってしまうという、ある意味では犯罪被害者等の支援というものはたくさんお金使わないほうが、被害に遭う方が少ないということでもありますから、良いのですが、しかし、続けていかなければいけないということからしますと、使っていただかなければいけないということもありますので、そのへんのさじ加減もお考えいただきたいと思います。</p> <p>また、他の自治体の例を色々見ていますと、いいなと思うものの例としまして、簡単でも結構ですけど、例えば見舞金について、要綱などは一般の方はなかなかアクセスしてご自分で開いて見るということまではされないと思うので、「こんなふうに申し込んでいただければ手続きができます。」ということが分かるようなものがあるといい気がします。</p> <p>そういったものがホームページ開いた時に一緒に貼り付いていると「こういうことを書いて申請すればいいのか。」ということが分かりますので、使い勝手がかなり違ってくるという気がいたしてお</p>

	<p>りますので、ぜひお願いできればと存じます。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>では皆さまいかがでございますでしょうか。</p> <p>本日お示しいただきました案をもって、ひとまずこれで成案とさせていただきますと存じますけれども、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長 (丹羽会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは今後、当推会議から新潟市長宛てにこの、本日成案しました推進計画について答申を行いますけれども、答申の手続きにつきましては、会長である私にご一任いただきまして、私と事務局との間で整理の上行いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしゅうございますか。では特にご異議がございませんので、そのようにさせていただきたいと存じます。</p> <p>では皆さま、本日も活発なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。</p> <p>議事につきましては以上ですけれども、その他、委員の皆さまから何かございますでしょうか。何かありますか。よろしゅうございますか。</p> <p>では皆さま大変お疲れさまでした。本日もスムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございます。</p> <p>以上で議事を終わりますので、事務局にお返しいたします。</p>
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>丹羽会長、大変ありがとうございました。本推進計画の策定スケジュールについてですが、2月議会にて、市民厚生常任委員会、協議会においてパブリックコメントについて実施局面について報告が予定されております。</p> <p>また、3月の下旬に、丹羽会長ならびに大花副会長さまより、市長への直接の答申をいただいて、庁内の決裁を経て市民の皆さまに公表させていただくこととなります。</p> <p>先ほども申し上げましたが、令和5年度からこの計画に沿ったかたちで事業を展開してまいります。</p> <p>また、来年度のこの推進会議ですが、年1回、来年度は開催を予定しております。</p> <p>内容といたしましては、現在実施中のアンケート結果の共有、及び優先性を含めた支援施策の拡充、問題点の洗い出しなど、そういったものについてご意見をいただくことを予定しております。</p> <p>なお、開催時期につきましては、委員の皆さまと調整させていただきたいと考えておりますが、できうれば施策を、なるべく早く展</p>

	<p>開できるように考えております。</p> <p>具体的な時期につきましてはまた改めてご相談させて下さい。</p> <p>それでは以上をもちまして、令和4年度第3回新潟市犯罪被害者等支援推進会議を閉会いたしますが、今年度は3回、会議を開催していただきまして、ようやく皆さまのお力をお借りしまして、なんとか計画の策定にこぎつけそうな状態となっております。大変ありがとうございました。</p> <p>今後ともよろしく願いいたします。</p>
--	---